

返戻金制度について

株式会社ワークコンシェルジュ
代表取締役 清水元規
厚生労働大臣許可番号 有料職業紹介事業
(13-ユ-316218)

当社は下記の通り返戻金制度を設けています。

記

当社の職業紹介により入社した求職者について、入社日から 120 日未満の間に自己都合を理由に退社された場合、当社は求人者から支払いを受けた報酬を以下の割合で返還するものとする。

業務開始日から起算して 30 日未満：80%
業務開始日から起算して 60 日未満：50%
業務開始日から起算して 120 日未満：20%

なお、弊社の事由に起因しない退職、求人者の都合による解雇・退職もしくは、当該退職者にまつわる不測の事態による退職の場合、上記の報酬返還は適用されない。

以上